

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月24日

【会社名】 シノプシス・インク
(Synopsys, Inc.)

【代表者の役職氏名】 副法律顧問兼秘書役補佐：エリカ・ヴァルガ・マッケンロー
(Erika Varga McEnroe, Deputy General Counsel and Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 94043 カリフォルニア州 マウンテンビュー、イースト・ミドルフィールド・ロード690
(East Middlefield Road 690, Mountain View, CA, 94043, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 石 井 禎

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28F
ベーカー＆マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)

【電話番号】 (03)6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 大 澤 崇

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28F
ベーカー＆マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)

【電話番号】 (03)6271-9900

【縦覧に供する場所】 なし

注(1) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」及び「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル=113.89円の換算率(平成28年3月14日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値)により換算されている。

注(2) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

1 【提出理由】

2016年2月1日、シノプシス・インク（以下「当社」という。）は、シノプシス・インク従業員ストック・パーチェス・プラン（以下「本プラン」という。）に基づき、本邦以外の地域において、当社または当社の関連会社に所属する、本プランに参加する適格性を有する従業員（以下「適格従業員」という。）8,081名（本プランに加入する適格従業員を以下「プラン参加者」という。）を対象とした、当社普通株式を目的とする新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の募集を開始し、本プランの購入期間の開始日である2016年3月1日をもって、本邦以外の地域における適格従業員に対して新株予約権証券が付与された。本プランは2014年2月11日開催の当社取締役会（以下「取締役会」という。）の報酬委員会（以下「報酬委員会」という。）により採択された決議により修正され、2014年4月2日開催の当社年次株主総会で承認された。

このため、当社は金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

2 【報告内容】

(1) 有価証券の種類

新株予約権証券。当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

(イ) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

購入期間は、毎年3月1日及び9月1日に開始する。プラン参加者は、適用購入期間中、自己の報酬の最大15%の割合で毎月給与天引により株式購入資金を拠出し（但し今回の募集における最大拠出割合は10%である。）、(i)募集日（本新株予約権の募集日は2016年3月1日である。）における1株あたり公正市場価格又は(ii)購入日（本新株予約権の購入日は2016年8月31日である。）における1株あたり公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額により、当社普通株式を購入することができる。但し、各購入期間の最大購入額は一人あたり7,500米ドルとする。取締役会は、募集の範囲内の新規購入期間の最初の日における普通株式の公正市場価格が、募集日における普通株式の公正市場価格と同額であるか又はこれを下回る場合、(i)その募集は直ちに終了し、(ii)当該新規購入期間の最初の日から開始する新規募集に、その終了した募集の参加者を自動的に登録する形で、募集の内容を策定する裁量を有する。今回の募集期間は、この再募集についての定めがある。なお、本プランへの参加の表明及び給与天引率の決定に関しては、各適格従業員は、報酬委員会が規定する様式及び方法により行うものとする。

本新株予約権は、本プランに基づき、各購入期間内において自己の報酬を給与控除により株式購入資金として拠出し、(i)募集日における1株あたり公正市場価格又は(ii)購入日における1株あたり公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額である購入価格により、当社普通株式を購入することができる権利である。（但し、各購入期間あたりの最大購入額は一人あたり7,500米ドルである。）最終的な購入価格は、購入日まで明らかにはならない。

したがって、当社株式の時価が下落した場合には、本新株予約権の行使時の払込金額も下落し、その結果、本新株予約権の行使により参加者が取得することとなる普通株式数は増加する。但し、拠出金の額は予め定められた金額による為、株価の下落によって変動することはない。

本プランにおいては、各購入期間における参加者の拠出額を、(i)募集日における1株あたり公正市場価格又は(ii)購入日における1株あたり公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額である購入価格で除すことにより、新株予約権の目的となる株式の数が決定される。但し、上述の通り、拠出金の額は予め定められた金額による為、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は株価によって変動することはない。

本新株予約権は、適格従業員に対し、当社普通株式の購入を通じて、当社の所有持分を取得する機会を提供することを目的としたものである。適格従業員による参加は任意であり、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額は、各プラン参加者が自己の報酬の15%又は参加者が定める特定の募集期間に対して決められたより低い割合を上限とした給与控除を通じて拠出した金額（但し、各購入期間あたりの最大購入額は一人あたり7,500米ドルである。）により決まるため、上記の払込金額について下限は定められていない。

さらに、本プランに基づき発行可能な株式総数は40,700,000株を超えないものとし、各プラン参加者は、本プランに基づき付与される購入権と、当社及び関連会社の全ての従業員ストック・パーチェス・プランに基づき付与されたその他の権利と併せ、これらの権利が有効である各暦年毎に、当社又は関連会社の株式の公正市場価格（公正市場価格は、かかる権利の付与時に、また本プランについては、各募集日現在に決定される。）による25,000ドルを超えて株式を購入する権利を有することとならない限りにおいて、かかる購入権の付与を受けることができる。

各プラン参加者の新株予約権の目的となる株式は、必要な場合は米ドルへ換算後、購入日において、参加者のために自動的に購入される。

しかしながら、取締役会は、発行済の本新株予約権を全て終了させる決定をいつでも行うことができる。本プランが終了した場合、取締役会はまた、直ちに又は次回の購入日における株式の購入完了時のいずれかに本新株予約権を終了する旨の決定、又は本新株予約権がその諸条件に従い満了すること（及びかかる満了日まで参加が継続されること）を許容する旨の決定を行うことができる。本新株予約権が満了前に終了した場合、株式購入に使用されていない本プランへの拠出金は、全額が運営上実行可能な限り速やかにプラン参加者に返金されるものとする。

さらに、以下の場合、本新株予約権は消滅し、これにより本新株予約権が行使されない可能性がある。

- ・ 参加者が購入期間中、プランから脱退した場合
- ・ 付与されている本新株予約権が有効である間に、参加者が適格従業員でなくなった場合

株式配当、株式分割、株式併合又は対価の受領なく1クラスとしての発行済普通株式に影響を与えるその他の変更の事由により、当社の発行済普通株式になんらかの変更がなされた場合、取締役会によって、(i)本プランの有効期間にわたり発行可能な株式のクラス及び最大株式数、(ii)募集に基づき購入可能な最大株式数に対する募集における株式制限、並びに(iii)本プランに基づき未行使である時点での各購入権の対象となる普通株式のクラス及び株式数並びに1株当たり価格について、適切な調整がなされる。

(2) 新株予約権の内容等

(イ) 発行数

1,593,257個(見込数。発行数は本新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。)

(注)本報告書の提出日時点においては、本募集にかかわる6ヶ月の購入期間(自2016年3月1日至2016年8月31日)における拠出額並びに購入価格は確定しない。そこで、適格従業員全員が本プランに加入し、且つ適格所得(本プランにおいて定義される。)から上限に当たる7,500米ドルを拠出したと仮定すると、かかる購入期間における最大拠出見込額は60,607,500米ドル(6,902,588,175円)となる。上記「発行数」は、かかる最大拠出見込額を2016年2月29日の当社普通株式のNASDAQにおける終値44.75米ドル(5,097円)の85%の値(38.04米ドル(4,332円))で除することにより算出したものである。

(ロ) 発行価格

0米ドル(0円)

(ハ) 発行価額の総額

0米ドル(0円)

(ニ) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1 株式の種類

シノプシス・インク記名式額面普通株式(額面金額0.01米ドル(1円))

(注)本新株予約権の目的となる普通株式は、新規発行株式又は自己株式を使用する予定である。

(注)株式配当、株式分割、株式併合又は対価の受領なく1クラスとしての発行済普通株式に影響を与えるその他の変更の事由により、当社の発行済普通株式になんらかの変更がなされた場合、取締役会によって、(i)本プランの有効期間にわたり発行可能な株式のクラス及び最大株式数、(ii)募集に基づき購入可能な最大株式数に対する募集における制限、並びに(iii)本プランに基づき行使可能な時点における各本新株予約権の対象となる普通株式のクラス及び株式数、並びに1株当たりの価格について適切な調整がなされる。

2 株式の内容

配当権：優先株式に適用される優先的配当権に従うことを条件として、普通株式保有者は取締役会が随時宣言する配当を受領する権限を有するものとする。

清算権：当社の任意若しくは強制清算、解散又は企業閉鎖の場合、優先株主に分配される優先的金額を全額分配した後、普通株式の株主は、その保有する普通株式数の割合に応じて、株主に対し分配可能な当社の残存資産の全てを受領する権限を有するものとする。

償 還：普通株式は償還不能である。

議決権：議決権を有する各普通株式の株主は、当社の全ての株主総会における全議案について、議決権を有するものとし、かかる総会において議決権を有する普通株式1株につき1議決権を有するものとする。

3 株式の数

本新株予約権の行使によって発行される株式の数は、各購入期間中、給与天引によってプラン参加者から集められた金額を、当該購入期間における購入価格で除することによって獲得される株式の総数となる。

本新株予約権1個あたり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：1,593,257株(見込数)

(注) 株式配当、株式分割、株式併合又は対価の受領なく1クラスとしての発行済普通株式に影響を与えるその他の変更の事由により、当社の発行済普通株式になんらかの変更がなされた場合、取締役会によって、(i)本プランの有効期間にわたり発行可能な株式のクラス及び最大株式数、(ii)募集に基づき購入可能な最大株式数に対する募集における制限、並びに(iii)本プランに基づき行使可能な時点における各本新株予約権の対象となる普通株式のクラス及び株式数、並びに1株当たりの価格について適切な調整がなされる。

(注) プラン参加者は、本新株予約権の行使日において、適用購入期間中に給与控除を通じて株式購入のために拠出した資金によって、購入価格((i)募集日における1株あたり公正市場価格又は(ii)購入日における1株あたり公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額)により、当社普通株式を購入することができる。したがって、各プラン参加者が購入することのできる株式数は、同金額の決定後でなければ算出できないため、本募集時点においては、本新株予約権の目的となる株式の総数は確定しない。

そこで、便宜上、購入期間における適格従業員による最大拠出見込額(本募集の対象となる適格従業員全員が本プランに参加し、かつプラン参加者全員が最大購入限度額である7,500米ドルを拠出したと仮定した場合の金額)60,607,500米ドル(6,902,588,175円)を、2016年2月29日のNASDAQにおける当社普通株式の終値44.75米ドル(5,097円)の85%の価格(38.04米ドル(4,332円))で除すことにより、本新株予約権の目的となる当社普通株式の最大見込数を算定し、これを本新株予約権の目的となる株式の見込数とした。(上記(2)(イ)の注を参照。)

(ホ) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権1個あたり38.04米ドル(4,332円)(見込額)

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：

60,607,500米ドル(6,902,588,175円)(見込額)

(注) 株式配当、株式分割、株式併合又は対価の受領なく1クラスとしての発行済普通株式に影響を与えるその他の変更の事由により、当社の発行済普通株式になんらかの変更がなされた場合、取締役会によって、(i)本プランの有効期間にわたり発行可能な株式のクラス及び最大株式数、(ii)募集に基づき購入可能な最大株式数に対する募集における制限、並びに(iii)本プランに基づき行使可能な時点における各本新株予約権の対象となる普通株式のクラス及び株式数、並びに1株当たりの価格について適切な調整がなされる。

(注) 上記「新株予約権の行使時の払込金額」は未定である。そこで、便宜上、2016年2月29日におけるNASDAQにおける当社普通株式の終値44.75ドル(5,097円)の85%の価格(38.04ドル(4,332円))とした。なお、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」中の「発行価格」も同様に算出した。実際の購入価格は、(i)募集日における1株あたり公正市場価格又は(ii)購入日における1株あたり公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額に相当する価格となる。本募集の場合、募集日は2016年3月1日であり、購入日は2016年8月31日である。(上述(二)の3の注を参照)。

(注) 上述の通り、拠出額は未定のため、便宜上、(本募集にかかる)購入期間中におけるプラン参加者からの最大拠出見込額を基に、「新株予約権の行使時の払込金額の総額」を算出した(上述(二)の3の注を参照)。

(ヘ) 新株予約権の行使期間

2016年8月31日

(注) 当該行使日において、本新株予約権は全て自動的に行使される。

(ト) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の(行使の)条件は本プランに定められている。かかる条件には、以下が含まれる：

1. いずれの購入日においても、プラン参加者は本プラン第6条(A)に定める株式購入限度を超えてはならない。
2. 本プラン第7条(G)に定める通り、本新株予約権の終了は取消不能であり、プラン参加者は、終了となった新株予約権が付与された募集にその後再度参加することはできない。その後の募集への参加を再開するためには、本プランに再度登録しなければならない。

3. 本新株予約権が付与されている間にプラン参加者が適格従業員でなくなった場合には、その本新株予約権は直ちに消滅する。但し、本プランに定める通り、プラン参加者が死亡若しくは永続的な身体障害者となった場合は例外とする。かかる雇用関係の終了が発生した購入期間中におけるプラン参加者の全ての積立金については、本プラン第7条(G)を参照のこと。

4. 当社が存続会社とならない組織再編がなされた場合、本プランに別段の記載のない限り、本プランに基づき付与された本新株予約権は全て自動的に行使される。詳細については、本プラン第7条(K)を参照のこと。

5. 本条に別段特定されない限り、プラン運営者（本プランにより定義される。）は本プランの運営に関して、取締役会が所有しプラン運営者に委任された権限を有するものとする。その権限には、プラン運営者が行使を認められた運営権を委員会又はその他の者に委任する権限が含まれる。詳細については、本プラン第3条を参照のこと。

(チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額
1株当り 0.01米ドル(1円)

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

本プランに基づく本新株予約権は、遺言または相続・遺産分割に関する法律によらない限り、譲渡または移転させることができない。そして、プラン参加者の生存期間中は、加入者のみとその本新株予約権を行使することができる。

(3) 発行方法

当社または当社の関連会社（日本を除く）に所属する、本プランにおける適格従業員8,081名への新株予約権の無償付与

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし。

(5) 募集又は売出しを行う地域

ベルギー、カナダ、フィンランド、フランス、ドイツ、英国、ハンガリー、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、オランダ、シンガポール、韓国、スウェーデン、スイス、台湾、米国

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金：60,597,500米ドル（6,901,449,275円）

（注）手取金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と本新株予約権の行使時の払込金額の総額（60,607,500米ドル（6,902,588,175円））を合算した金額から、発行諸費用の概算額（10,000米ドル（1,138,900円））を控除した額である。

用途： 本新株予約権の行使によって得られる差引手取総額の概算額60,597,500米ドル（6,901,449,275円）は、設備投資及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や用途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 新規発行年月日

2016年3月1日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
該当事項なし。

(9) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る事項

(イ) 提出会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランは、当社及び1社以上の当社の関連会社の適格従業員に対し、本プランへの参加を通じて、当社の財産持分を取得する機会を提供するために導入された。

(ロ) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての取得先と提出会社との間の取決めの内容

条件等は本プラン及び取締役会又は報酬委員会が用意した所定の登録申込書に定められるものとする。

(ハ) 提出会社の株券の売買に関する事項についての取得先と提出会社との間の取決めの内容
該当事項なし。

(ニ) 提出会社の株券の賃借に関する事項についての取得先と提出会社の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合には、その内容

該当事項なし。

(ホ) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

(10) 第三者割当の場合の特記事項

該当事項なし。

(11) 提出者の資本の額および発行済株式総数

(イ) 資本の額

普通株式及び払込剰余金 1,603,721千米ドル (182,647,785千円) (2016年1月31日現在)

(ロ) 発行済株式総数

普通株式

151,527,833株 (2016年2月19日現在)